

I 大津高校生としての生活について

本校では「礼儀正しく」・「端正な服装」・「遅刻をしない」の3つを生活指導の出発点として重視しています。

1 時間を守ろう

本校入学にあたって、「時間を守る」ことを第一に心がけましょう。特に遅刻は一日のスタートに遅れるばかりでなく、気分的なゆるみを生じさせ、規則正しい生活を乱す原因にもなります。病気や思わぬ事故などで止むを得ず遅刻・早退・欠席をする場合には、すぐ一連(欠席・遅刻連絡システム)への入力により事前に担任へ届け出るようにして下さい。

登校時刻は8時30分です。時間に余裕を持って登校し、5分前には着席完了できるようにしましょう。毎日登校指導を実施しており、正当な理由なく遅刻した場合には指導を行っています。

2 服装・頭髪を端正にしよう

服装・頭髪は、就職・進学の面接試験に対応する端正さを基本としています。服装は、本校生徒としてふさわしい清楚で品位あるものを着用し、華美なものを避け、常に端正で清潔な身だしなみを保つように心がけてください。頭髪についても、いたずらに流行を追った髪型やカール、パーマ、剃りこみ、脱色、染色、エクステンションなどの技巧を加えたものは厳しく禁止しています。

3 礼儀を正しくしよう

礼儀の根本は、相手を一人の人格者として認め、尊敬することにあります。礼儀がなければ無用な誤解や対立が生じます。声を出して「おはようございます」「こんにちは」「失礼します」と言葉を交わすのは互いに気持ちのよいことです。また、廊下でちょっとすれちがう場合でも軽く会釈する気持ちを忘れないでください。

言葉遣いにも十分気をつけてください。目上の人、先輩への言葉遣いはもちろんですが、「親しき仲にも礼儀あり」と言われるように、同級生や下級生への言葉遣いにも気をつけてください。

4 恕の心(思いやりの心)を持とう

恕の心とは、「人の身の上や心情についての察し、またその気持ち、思いやり」という意味です。つまり、常に相手の身になって物事を考え、相手を思いやる心、受け入れる心、許す心を持つということです。命の大切さや自然を慈しむ心を持ち、他者を思いやる健全な人権感覚を身に付け、多様な価値観を認め合えるようにしましょう。

5 素直に指導を受けよう

勉強であれ、部活動であれ、その人が成長するための第一の条件は「素直であること」です。学校では学習面や生活面などいろいろな立場から指導します。まず、その指導を素直に受け止め、反省すべき点は反省し、実行すべきことは実行してほしいと思います。その上で自分の信じることや言いたいことがあれば遠慮なく発言してよいのです。まっすぐな心と素直さこそが、人間成長の出発点であることを強調しておきます。

6 貴重品等の管理をしっかりしよう

必要なない貴重品(高額な現金等)は学校へ持てこないようにし、貴重品を持ってくる場合は肌身離さず持ち歩き、自己管理を徹底してください。

また、自分の持ち物にはすべて見えるところに名前を記入してください。自分の物を大切にすることから始めることで、他人の物、公共の物の大切さがわかつてくるはずです。

7 登下校における送迎車の校内乗り入れの禁止について

登下校時における送迎車の校内乗り入れは禁止しています。怪我等で校内まで車での送迎が必要な場合には、校内乗り入れ許可願いを担任へ提出し、生徒指導部の許可を受けてください。

8 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止しています。ただし、長期休業中に限り、労働時間・賃金・業務内容などを検討した上で許可をしますので、希望者は担任に相談し、生徒指導部へ届け出て許可を受けてください。

9 携帯電話・スマートフォンの校内での使用について

学校は公共の場であることを自覚し、以下のルールを守り、正しく安全に使用するようにしてください。また、管理は個人の責任の下で行ってください。

- (1)始業時間から終業時間までは電源を切ること。
- (2)校内で写真や動画を撮らないこと。(学校行事などの際は別途指示する)
- (3)校内でSNSへの投稿をしないこと。
- (4)移動しながらの使用(歩きスマホなど)をしないこと。

10 その他の届出事項

学校に事前・事後に届出を必要とする事項は、次の項目です。担任へ必ず届け出てください。

- (1)下宿をする、または下宿を変更する場合
- (2)校規・校則に違反した場合
- (3)補導員、警察官に補導された場合

11 学校と保護者の協力を特に必要とする事項

次のような行為が絶対にないよう、保護者の皆様には日頃から厳しく注意をお願いします。特に、入学前はもちろん入学後も、下記の行為がないようにご指導ください。

- (1) 飲酒・喫煙(同席を含む)及び、酒・煙草やライター等の喫煙具の所持(電子タバコや嗜みタバコ、無煙タバコなどのタバコ類似品の使用、同席、所持も含む)
- (2) シンナー、危険ドラッグなどの薬物の乱用
- (3) 窃盗、万引き
- (4) 暴力行為、暴言、脅迫、金銭強要、友人間での物品の売買
- (5) 情報モラルに著しく反する行為(誹謗中傷、不適切な投稿)
- (6) 望ましくない交際
- (7) 考査時の不正行為
- (8) パチンコなど未成年の出入りを禁じられている場所や不健全な娯楽施設への出入り
- (9) ゲームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、カラオケボックスなど保護者同伴以外で未成年の出入りを禁じられている場所や不健全な娯楽施設への出入り
- (10) 無断アルバイト
- (11) 無断外泊、家出、深夜徘徊
- (12) 迷惑行為(痴漢、盗撮、わいせつ行為等)
- (13) いじめ行為(心理的な影響を与える行為、物理的な影響を与える行為)
- (14) 交通違反(無免許運転、無断免許取得、スピード違反、二人乗り、暴走行為など)
 - ※ 入学後、上記行為が発覚した場合は特別な指導の対象となります。
 - ※ 携帯電話・スマートフォンに関して、使用場所や使用時間については、家庭内でルール作りをお願いしています。また、携帯電話・スマートフォン依存症にならないよう、22時以降の使用は控えるよう声掛けをお願いします。
 - ※ 高校生に不必要的高価な品、例えばブランド物の時計、鞄、装飾品等を買い与えないでください。また、日頃の所持金は最低限必要な額にしてください。

II 通学方法及び免許取得について

1 電車通学及びバス通学

公的機関を利用するマナーとして次の事に留意してください。

- (1) 他の利用者に対する配慮を心がけること。
- (2) 電車、バス通学者は、乗降に際して改札口等で必ず検札を受け、出札口以外での出入り及び時間に追われての駆け込み乗車や軌道敷地内への立ち入りはしない。

2 自転車通学

自転車通学を希望する者は、以下の許可基準を熟読すること。また以下の QR コードを読み取るか URL から「自転車通学申請書」より申請すること。また、毎年度申請を行う必要があります。

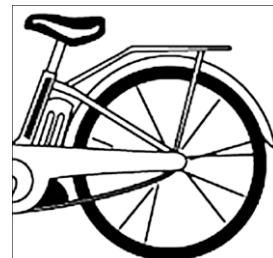
※自転車の管理に関しては各家庭で責任を持って行うようよろしくお願ひします。

(自転車通学規定)

- ① 自転車は、ブレーキ、泥よけ(後輪の2分の1程度を覆っているもの下図参照)、かご、ライト(自動点灯ライト推奨)、反射材、スタンド、ベルが整備されたもの
- ② 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)は通学手段としては認めない
- ③ 自転車安全整備店で点検・整備し、「自転車防犯登録」を行うこと。「TS マーク」を推奨する
- ④ ヘルメットを着用すること(SG マークが入っているもの)(義務)
- ⑤ 賠償責任保険に加入すること(TS マークは付帯保険あり)(義務)
- ⑥ 雨天時は雨合羽を着用すること(傘さし運転厳禁)
- ⑦ ながらスマホ、イヤホン着用、二人乗り、並進運転、信号無視の厳禁
- ⑧ 自転車は車道が原則、左側通行。歩道は例外、歩行者を優先を理解すること
- ⑨ ニ重ロックを準備すること(ワイヤー錠等)



<https://forms.gle/7QbaN1PhoEgpGdxT7>



※申請手続きは入学後のクラス、出席番号が判明した後にお願いします。(×切 4月末日)

3 原動機付自転車・自動車の免許取得

本校では、免許取得は認めていません。ただし、次の基準にすべて該当する希望者には、特例として原動機付自転車を使用した通学を許可しています。

《原動機付自転車通学許可基準》

- (1) 自宅から学校までの通学距離が、最短距離で8km以上30km 以下
- (2) 自宅からJR豊肥本線又は南阿蘇鉄道の最寄り駅までの距離が、最短距離で3km以上
- (3) 2年次から

又、四輪免許取得のための自動車学校への入校は、3年次の2学期中間考査以降から次の許可基準すべてに該当する希望者に許可をしています。

《自動車免許取得許可基準》

- (1) 就職内定者、又は、進学先が決定している者
- (2) 各教科に不合格点、出席時数不足がない者
- (3) 生徒指導及び特別指導中ではない者
- (4) PTA会費や学年費・進路費などの学校徴収金等が未納でない者

III 服装及び頭髪の規定

昨今の気象状況の著しい変化や、生徒個々に応じた体調を踏まえ、令和4年度より制服移行期間及び夏服・冬服着用期間の設定を撤廃しています。

各自の体感や体調に応じて冬服・夏服・中間服を選択し、服装を調節してください。なお、学校行事等により服装を統一する場合には別途お知らせします。

1 制服について

- 制服は、必ず指定店で購入するものとし、改造しないこと。
- 質素で清潔にし、登校、下校、公的な外出の際は必ず制服を着用すること。
- けが等やむを得ない事情により正規の制服を着用できない場合は、「異装願」を担任へ提出し、生徒指導部から許可を受けること。
- 体型の変化等により制服の補正を依頼する場合は、必ず生徒指導部が発行する「制服補正許可書」を持参すること。

【 A タイプ(男子体型用スラックスタイプ) 】

夏 服	半袖ポロシャツ、スラックス(夏)[左腰に本校バッジ]
中間服	長袖シャツ、スラックス(夏または冬)[左腰に本校バッジ]
冬 服	ジャケット[左胸にエンブレム、本校ボタン2つ]、長袖シャツ、スラックス(冬)[左腰に本校バッジ]、ネクタイ

- ズボンのベルトは黒・紺または濃いめの茶色とする。

【 B タイプ (女子体型用スラックスタイプ) 】

夏 服	半袖ポロシャツ、スラックス(夏)[左腰に本校バッジ]
中間服	長袖シャツ、スラックス(夏または冬)[左腰に本校バッジ]
冬 服	ジャケット[左胸にエンブレム、本校ボタン2つ]、長袖シャツ、スラックス(冬)[左腰に本校バッジ]、ネクタイ

- ズボンのベルトは任意とする。

【 C タイプ(スカートタイプ) 】

夏 服	半袖ポロシャツ、スカート(夏)[左腰に本校バッジ]
中間服	長袖シャツ、スカート(夏または冬)[左腰に本校バッジ]
冬 服	ジャケット[左胸にエンブレム、本校ボタン2つ]、長袖シャツ、スカート(冬)[左腰に本校バッジ]、リボン

- スカート丈の長さは、直立の状態で膝が隠れる程度とする。

【 A・B・C タイプ共通事項 】

- 夏服、中間服着用時のネクタイ・リボンの着用は任意とする。
- ネクタイ・リボンは任意で追加購入することができ、どちらも着用することができる。
ただし、式典時は A タイプ・B タイプはネクタイ、C タイプはリボンを着用する。
- ジャケットの下にセーターを着用してもよい。着る際は必ずジャケットを着用すること。

<冬服>



Aタイプ Cタイプ Bタイプ

<中間服>



Aタイプ Cタイプ Bタイプ

<夏服>



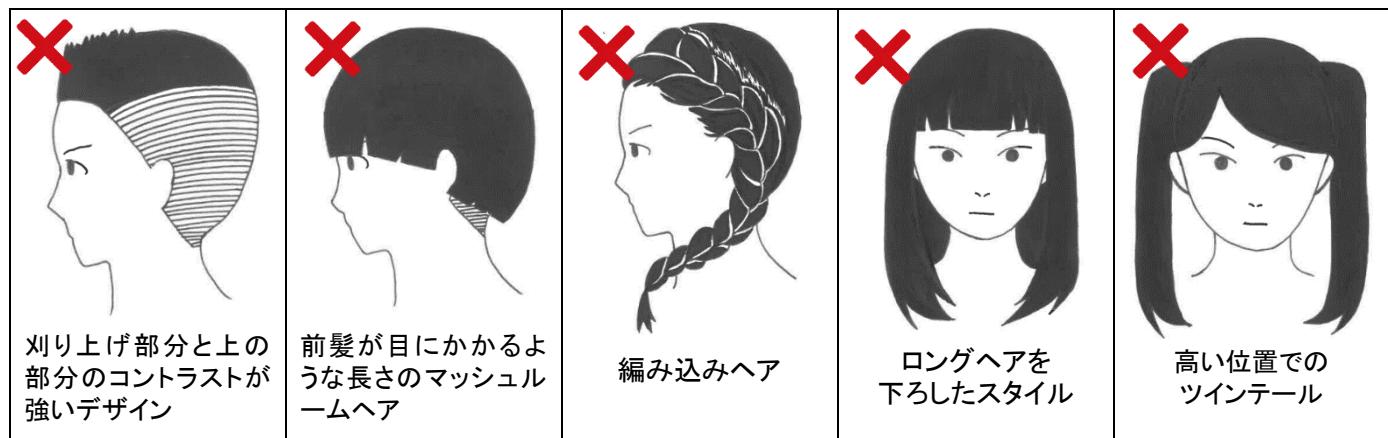
Aタイプ Cタイプ Bタイプ

2 防寒着について

- 色等の指定はしないが、デザインがシンプルかつワンポイントのジャンパー、ウィンドブレーカー又は紺のボックスコートであれば、登下校時に防寒着として着用してもよい。
- やむを得ない事情のため校内で防寒着を着用しなければならない場合は、異装願を担任へ提出し、生徒指導部から許可を受けること。
- 手袋、マフラー、ネックウォーマー等については、登下校時のみ使用を認める。
- ブランケット(ひざ掛け)については、華美でないものとし、防寒着をひざ掛けとして使用してもよい。ただし、移動教室の際は折りたたんで持ち運ぶ。また、考查時の使用は認めない。

3 頭髪について(全制服タイプ共通)

- 頭髪は就職・進学の面接試験に対応するものを基本とし、カール、パーマ、そり込み、脱色、染色、エクステンションなどを用いない清潔なものであること。(イラスト参照)
- 前髪は普段において目にかかるないように処理する。
- ジェルやワックス等の整髪料を使用する場合は無臭のものとし、校内での使用、過度な使用(光沢が出るほどに固める、明らかに艶が目立つなど)をしない。
- 後ろの髪は両肩を結んだ線までの長さとし、それより長くなる場合は束ねること。
- ヘアピンやゴムを用いる場合は、黒・紺・茶で幅1cm以内とし、シュシュ等は禁止する。



刈り上げ部分と上の部分のコントラストが強いデザイン

前髪が目にかかるような長さのマッシュルームヘア

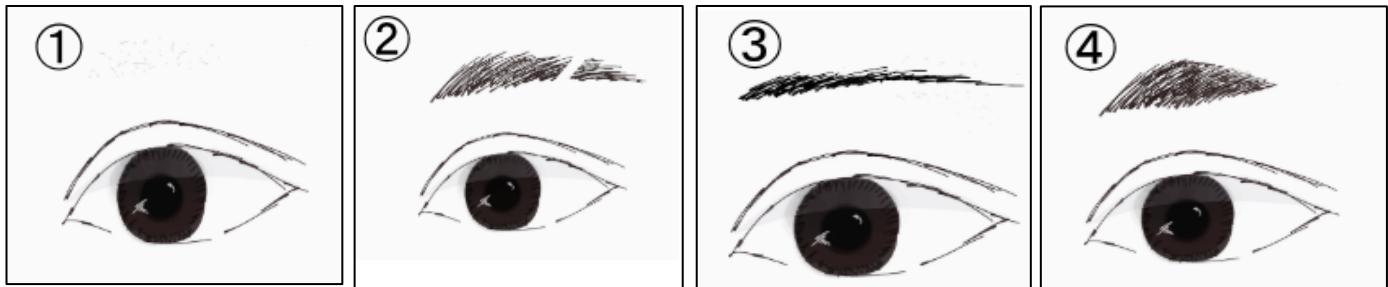
編み込みヘア

ロングヘアを下ろしたスタイル

高い位置でのツインテール

4 その他

- 清潔感を保つ程度に眉を整えることは認めるが、極端な加工(全剃りや剃り込みなど)、染色、書き足しは禁止する(イラスト参照 ※怪我や生まれつきの場合を除く)。



①全剃り(眉毛がない)

②スリット(剃り込み)

③細すぎるもの

④極端に面積が少ないもの

- まつげの加工は禁止する。
- ピアス・イヤリング等は禁止する。
- 化粧(色付きリップ含む)、香水、アイチ、カラーコンタクト、マニキュア等は禁止する。
- 靴下は白・黒・紺とし、ワンポイントまでとする。
- 登下校の際の靴は華美でない運動靴又は短靴とする。
- 通学時に使用するバッグは華美でないものとする。(大高バッグ、大高リュックも可)
- 校舎内での上履きとして使用するスリッパは指定のものとする。記名は図の位置に漢字ではっきりと書くこと。

